

建築主、工事施工者、設計者のみなさまへ

—地震災害等に対する安全性を確保するために—

重要

取手市

- ✚ 建築主は建物を建てる場合には建築基準法により「**工事監理者**」を定めることが必要です。工事監理者を定めずに「**着工することはできません。**」

工事監理者とは工事の状況が設計図書のとおり適正に実施されているか照合し、実施されていない場合は工事施工者に注意を与えることを業務とする者です。建築基準法第5条の6に規定され、建築士法で定められた資格を持つ者で、いわゆる「工事管理者」「現場管理者」とは異なります。工事監理者を定めることによって建物の安全が確保されることとなります。

ただし、木造で100㎡以下の建物は工事監理者を定めなくとも着工することは可能です。

- ✚ もし、工事監理者を定めずに着工した場合は、建築主や工事施工者は工事停止命令や罰則を受けることがあります。

建築基準法第9条(違反建築に対する措置)及び第98条(罰則)に規定されております。平成15年度より取手市では工事監理者選定の有無や完了検査についてパトロールを強化し指導を行っております。

- ✚ 工事監理者を定めたら「**建築工事監理業務委託契約**」を結ばなければなりません。

建築士法第24条の8(書面の交付)に規定されております。

契約書の書式は建築士事務所協会にお尋ねください。 TEL029-305-7771

- ✚ 工事が完了したら必ず「**完了検査**」を受けてください。

工事が完了したときには、完了検査申請書を提出しなければなりません。これに違反した場合は罰則を受けることがあります。

建築基準法第7条(建築物に関する完了検査)及び第99条(罰則)に規定されております。

[お問い合わせ]

取手市役所都市整備部建築指導課

TEL0297-74-2141